

「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づく 令和2(2020)年度の施策等の実施状況に係る道の点検結果報告書【概要】(案)

1 趣旨及び目的

- 「北海道地球温暖化防止対策条例」(平成 21 年条例第 57 号。以下「条例」という。)第 9 条では、第 8 条に規定する「北海道地球温暖化対策推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づく地球温暖化対策の実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、公表することとされています。
- この報告書では、道内における温室効果ガス排出量及び吸収量の状況、推進計画に示した削減目標の進捗状況、2020(R2)年度における道の対策・施策の実施状況と評価に加えて、道内の市町村、事業者、NPO などの取組状況等を記載しています。

2 温室効果ガス排出量及び二酸化炭素吸収量の状況等

(1) 温室効果ガス排出量

- ・ 本道の温室効果ガス排出量は、2021(R3)年 10 月末日時点で入手可能な統計等から必要なデータを推計し、2018(H30)年度の温室効果ガスの予測値を算出し、「速報値」として掲載しています。また、今年度は、可能な限り直近の排出量を把握し、道の各種施策等へ反映させるため、新たな手法による概算の推計を検討し、2019(R1)年度の排出量の概算値を算出し、「推計値」として掲載しています。算定に必要な国の統計等が全て公表される、対象年度の約4年後を目途に、あらためて算定を行い、「確定値」として排出量を公表する予定です。
- ・ 今年度の報告書では、本道の温室効果ガス排出量の算定に用いる国の統計データのうち、「総合エネルギー統計」及び「都道府県別エネルギー消費統計」が過去に遡って改定されたため、当該遡及改定値を用いて再算定を行っているほか、家庭部門でトレンドを基に推計している項目(建て方別世帯数)において、国勢調査の最新の傾向等を考慮し、過去に遡って補正を行っています。そのため、「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「エネルギー転換部門」において、これまで公表している温室効果ガス排出量の値とは、一部異なっています。

① 2018(H30)年度(速報値)の状況

- 2018(H30)年度における本道の温室効果ガス排出量は **6,993 万 t-CO₂** となっており、第2次推進計画における基準年(1990(H2)年度)と比べ **2.9%減少**、第3次推進計画における基準年(2013(H25)年度)と比べ **5.1%減少**、前年度(2017(H29)年度)と比べ **1.0%減少**しました。
- 前年度からの排出量の減少は、**電力排出係数^{※1}の減少に加え、産業部門及び業務その他部門においてエネルギー消費量が減少したことや、2月の後半から暖気が入り高温が続いたことなどにより、家庭部門における1世帯当たりの灯油使用量が減少したこと**なども要因と考えられます。

※1 「電力排出係数」とは、電力量1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素排出量(kg-CO₂)を示すものであり、本報告書では、北海道電力㈱が公表する数値を用いています。2018(H30)年度は前年度と比較して **3.5%減少**(H29:0.666kg-CO₂/kWh→H30:0.643kg-CO₂/kWh)しました。

② 2019(R1)年度(推計値)の状況

- 2019(R1)年度における本道の温室効果ガス排出量は **6,734 万 t-CO₂** となる見込みで、第2次推進計画における基準年(1990(H2)年度)と比べ **6.5%減少**、第3次推進計画における基準年(2013(H25)年度)と比べ **8.6%減少**、前年度(2018(H30)年度)と比べ **3.7%減少**となる見込みです。

表 1 2018(H30)年度及び2019(R1)の温室効果ガス排出量 (単位:万 t-CO₂)

部 門	1990(H2)年度 (旧 基準年)		2013(H25)年度 (新 基準年)		2017(H29)年度		2018(H30)年度 (速報値)		2019(R1)年度 (推計値)		伸び率 (2018(H30)年度)		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2013年度比	2017年度比
二酸化炭素	6,305	87.5%	6,551	88.9%	6,149	87.0%	6,066	86.7%	5,797	86.1%	▲ 3.8%	▲ 7.4%	▲ 1.4%
メタン	447	6.2%	434	5.9%	409	5.8%	416	6.0%	415	6.2%	▲ 6.9%	▲ 4.2%	1.7%
一酸化二窒素	399	5.5%	242	3.3%	308	4.4%	308	4.4%	304	4.5%	▲ 22.9%	27.2%	▲ 0.1%
ハイドロフルオロカーボン類	10	0.1%	133	1.8%	188	2.7%	193	2.8%	207	3.1%	1,831.7%	45.3%	2.7%
パーフルオロカーボン類	22	0.3%	5	0.1%	6	0.1%	6	0.1%	7	0.1%	▲ 71.3%	31.0%	4.4%
六ふっ化硫黄	22	0.3%	4	0.0%	4	0.1%	3	0.0%	3	0.1%	▲ 84.6%	▲ 4.1%	▲ 4.6%
三ふっ化窒素			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		139.0%	4.4%
合 計	7,205	100.0%	7,369	100.0%	7,064	100.0%	6,993	100.0%	6,734	100.0%	▲ 2.9%	▲ 5.1%	▲ 1.0%

(注1) 端数処理の関係上、数値は合計に一致しない場合があります。

(2) 二酸化炭素吸収量

① 2018(H30)年度の状況

- 2018(H30)年度における本道の二酸化炭素吸収量は 954 万 t-CO₂ です。これは、同年度の温室効果ガス排出量(6,993 万 t-CO₂)の 13.6%に相当します。
- 森林の二酸化炭素吸収量は、1990(H2)年以降に人為活動(「新規植林」、「再植林」及び「森林経営」)を行った森林が対象とされており、これに基づき国が推計した本道の森林吸収量は、853 万 t-CO₂ で、前年度(2017(H29)年度)と比べ 13.9%減少しました。
- 農地土壌の二酸化炭素吸収量は、86 万 t-CO₂ で、前年度(2017(H29)年度)と比べ増加していますが、都市緑化の二酸化炭素吸収量は、16 万 t-CO₂ で、2015(H27)年度以降、横ばいで推移しています。

② 2019(R1)年度の状況

- 2019(R1)年度における本道の二酸化炭素吸収量は 842 万 t-CO₂ です。これは、同年度の温室効果ガス排出量(6,734 万 t-CO₂)の 12.5%に相当します。
- 前年度(2018(H30)年度)と比べ、森林の二酸化炭素吸収量は 1.5%減少、農地土壌の二酸化炭素吸収量は 13 万 t-CO₂ の排出に転じましたが、都市緑化の二酸化炭素吸収量は横ばいとなりました。

表2 二酸化炭素吸収量

(単位: 万 t-CO₂)

吸収源	2013(H25)年度	2014(H26)年度	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2030(R12)年度目標値
森林	1,112	1,235	965	937	991	853	840	480
農地土壌	▲26	▲80	▲19	34	43	86	▲13	261
都市緑化	15	15	16	16	16	16	16	16
合計	1,101	1,170	962	986	1,050	954	842	757

(注1) 端数処理の関係上、数値は合計に一致しない場合があります。

(注2) 森林からの吸収量については、国が推計する値が過去に遡って改定されたことから、これまで公表している値とは、一部異なります。

(3) 削減目標との比較

- 第2次推進計画の削減目標は、2020(R2)年度に基準年(1990(H2)年度)の排出量(7,205 万 t-CO₂)から 7%削減すること(6,701 万 t-CO₂)としており、2018(H30)年度の排出量は 2.9%減の 6,993 万 t-CO₂ となり、2019(R1)年度の排出量は 6.5%減の 6,734 万 t-CO₂ となる見込みであり、目標に向けた削減の傾向が見られます。
- 第3次推進計画の削減目標は、2030(R12)年度に基準年(2013(H25)年度)の排出量(7,369 万 t-CO₂)から 35%削減すること(吸収量と相殺した「実質排出量」4,794 万 t-CO₂)としており、2018(H30)年度の実質排出量は 18.0%減の 6,039 万 t-CO₂ となり、2019(R1)年度の実質排出量は 20.0%減の 5,892 万 t-CO₂ となる見込みであり、削減目標の達成に向けては、さらなる排出削減や吸収源の確保の取組を推進していくことが必要です。

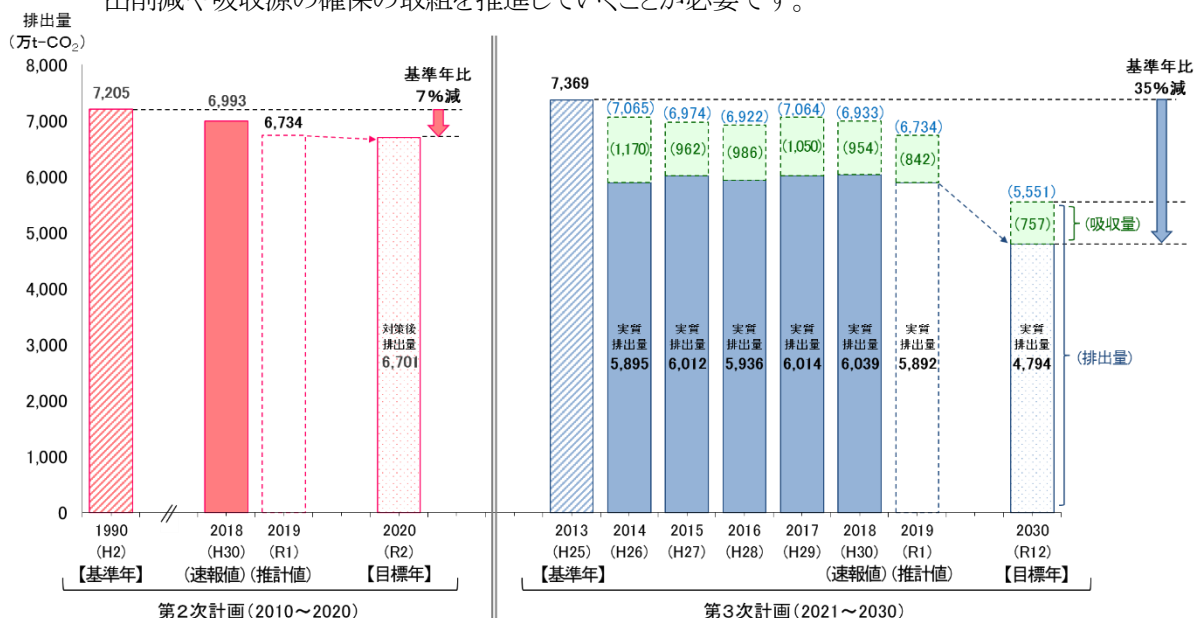


図1 2018(H30)年度排出量及び2019(R1)年度排出量と削減目標との比較

(4) 部門別の二酸化炭素排出状況

- 産業部門からの排出量が最も多く、次に家庭部門、運輸部門、業務その他部門となっており、この4部門で全体の約9割を占めています。
- 各部門の排出量の推移を見ると、近年は各部門とも概ね横ばいとなっていますが、第2次推進計画における基準年(1990(H2)年度)と比較すると、産業部門を除いた各部門において、排出量が増加しています。これは、電化が促進されたことにより、電力排出係数の増減が排出量に与える影響が大きくなっていることや、乗用車の登録台数の増加に伴う自動車を起因とする燃料消費量の増加などが要因と考えられます。
- 一方で、第3次推進計画における基準年(2013(H25)年度)と比較すると、エネルギー起源の二酸化炭素のうち、運輸部門を除く各部門(産業、業務その他、家庭、エネルギー転換)で排出量が減少しており、電力排出係数が減少(⑬0.678kg-CO₂/kWh→⑭0.643kg-CO₂/kWh、⑰0.593kg-CO₂/kWh)したほか、省エネ設備等の導入促進に伴い、灯油から電気やガス等に切り替える世帯が増加したことなども要因として考えられます。
- 2018(H30)年度は、前年度と比較すると、工業プロセス部門と廃棄物部門は微増となりましたが、電力排出係数の減少(⑰0.666kg-CO₂/kWh→⑱0.643kg-CO₂/kWh)の影響などにより、その他の部門においては排出量が減少しています。
- 2019(R1)年度は、前年度と比較すると、家庭部門と工業プロセス部門は微増となる見込みですが、その他の部門においては排出量が減少となる見込みです。
- 全国と比較すると、家庭部門、運輸部門の割合が高い一方、業務その他部門の割合が低くなっています。

【関連指標等の進捗】

- 2018(H30)年度における業務床面積当たりの業務部門エネルギー消費量は、2.5GJ/㎡となっており、目標(2020(R2)年度:3.3GJ/㎡)を達成しています。
また、基準年(1990(H2)年度・2013(H25)年度^{*2})と比較して、灯油や重油などの使用量が減少する一方で、電力の使用量が増加傾向にあることから、オフィスの電化が促進されたと考えられます。
- 家庭部門における人口1人当たりのエネルギー消費量は減少(2017(H29)年度:28.4GJ/人→2018(H30)年度:26.6GJ/人)しており、省エネ設備の導入が促進され、灯油から電気やガス等に切り替える世帯が増加していることや、2月の後半から暖気が入り高温が続いたことなどにより、灯油の消費量が減少したことなども影響したと考えられます。
- 発電分野における「新エネルギー導入量」は増加^{*3}(2018(H30)年度:8,611 百万 kWh→2019(R1)年度:8,786 百万 kWh)しており、目標値(2020(R2)年度:8,115 百万 kWh)を上回るペースで導入が進んでいます。
- 補完データにおいては、次世代自動車の保有台数が増加^{*4}(2019(R1)年度末:300,275 台→2021(R2)年度末:301,078 台)したほか、家庭用燃料電池(エネファーム)の導入台数が増加^{*5}(2019(R1)年度:962 台→2020(R2)年度:1,016 台)しています。

※2 2018(H30)年度は、基準年(2013(H25)年度)と比較して、441 万t-CO₂の削減となっています(推計値)。

※3 2019(R1)年度末時点における削減量は、521 万t-CO₂となっています(推計値)。

※4 2020(R2)年度末時点における削減量は、203,557t-CO₂となっています(推計値)。

※5 2019(R1)年度末時点における削減量は、1,524t-CO₂となっています(推計値)。

表3 2018(H30)年度及び2019(R1)年度の二酸化炭素排出量

(単位:万t-CO₂)

部 門	1990(H2)年度 (旧基準年)		2013(H25)年度 (新基準年)		2017(H29)年度		2018(H30)年度 (速報値)		2019(R1)年度 (推計値)		伸び率 (2018(H30)年度)		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2013年度比	2017年度比
産業	2,679	42.5%	2,070	31.6%	1,907	31.0%	1,873	30.9%	1,713	29.6%	▲ 30.1%	▲ 9.5%	▲ 1.8%
業務その他	665	10.5%	1,010	15.4%	874	14.2%	859	14.2%	770	13.3%	29.2%	▲ 15.0%	▲ 1.8%
家庭	1,251	19.8%	1,519	23.2%	1,421	23.1%	1,390	22.9%	1,399	24.1%	11.1%	▲ 8.5%	▲ 2.2%
運輸	1,177	18.7%	1,260	19.2%	1,280	20.8%	1,275	21.0%	1,267	21.9%	8.3%	1.2%	▲ 0.4%
エネルギー転換	200	3.2%	350	5.3%	309	5.0%	307	5.1%	283	4.9%	53.8%	▲ 12.3%	▲ .8%
工業プロセス	284	4.5%	294	4.5%	301	4.9%	304	5.0%	307	5.3%	7.0%	3.4%	1.0%
廃棄物	49	0.8%	47	0.7%	57	0.9%	58	1.0%	58	1.0%	18.0%	22.8%	2.4%
合 計	6,305	100.0%	6,551	100.0%	6,149	100.0%	6,066	100.0%	5,797	100.0%	▲ 3.8%	▲ 7.4%	▲ 1.4%

(注1) 端数処理の関係上、数値は合計に一致しない場合があります。

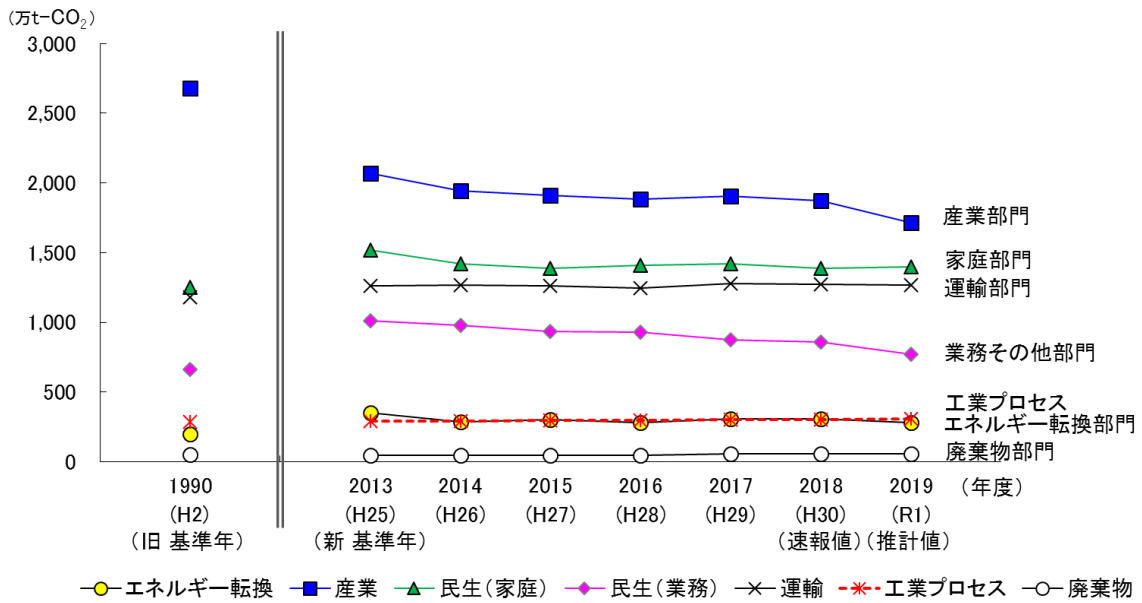


図2 道内の部門別二酸化炭素排出量の推移

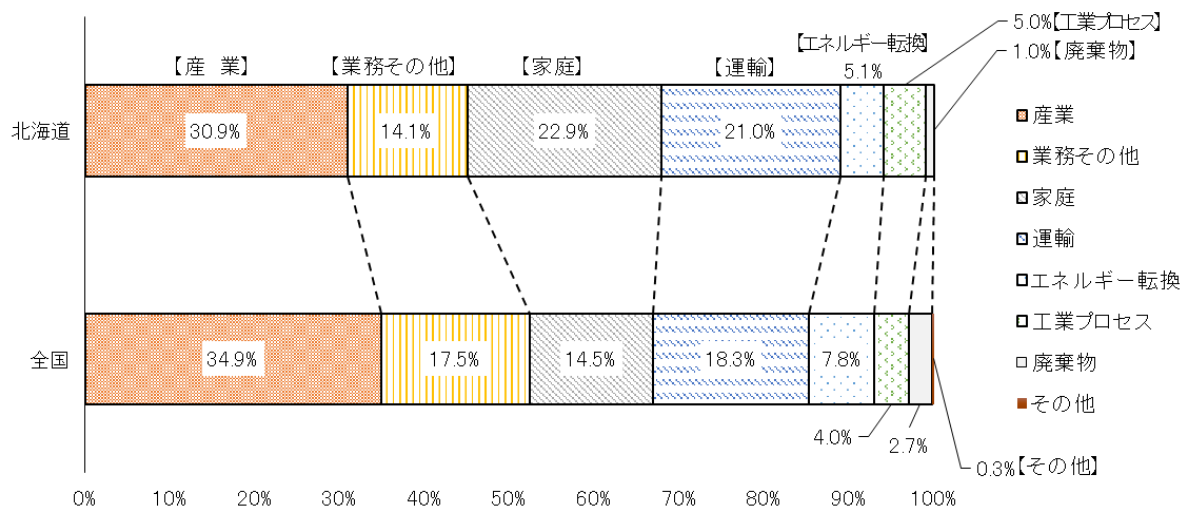


図3 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比(2018 (H30) 年度)

3 重点施策別の対策施策の実施状況評価

2020(R2)年度に道が行った対策・施策について、推進計画に掲げる3つの重点施策毎の実施状況等を取りまとめました。

① 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

ア 対策・施策の実施状況

- 条例に基づき、事業活動に伴い、多くの温室効果ガスを排出する事業者を対象に、事業者温室効果ガス削減等計画書や実績報告書の提出を義務づけ、公表しました。
- 道内企業の支援のもと、国際芸術技術協力機構と共同で、道内の小・中学校において、家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「キッズISO14000 プログラム」を実施しました。
- フロン排出抑制法に基づきフロン類の適正管理に係る指導・助言を行ったほか、関係団体等からなる「北海道フロン類適正管理推進会議」の場において、課題の共有や情報交換を行うなど、関係団体等と協力し、法の周知等を図りました。

- 「北海道水素社会実現戦略ビジョン」に掲げる水素サプライチェーンの構築を着実に推進するために策定した、当面の手立てやスケジュールを示す「水素サプライチェーン構築ロードマップ」に従い、FCV やエネファームの普及啓発を実施するなど、水素社会の実現に向けた機運醸成・理解促進を図りました。
- エコドライブの普及啓発イベント、出前講座等を開催し、道民や事業者へのエコドライブの浸透・定着を図りました。
- 本道の環境保全に貢献しようとする企業から提供された資金を、(公財)北海道環境財団が実施する温暖化防止活動に結びつけ、財団と連携・協力を図りながら、本道の環境保全に取り組みました。

イ 対策・施策の評価

- 道民一人ひとりの行動や企業の事業活動について、温室効果ガスの排出抑制に資する取組に転換してくための継続した啓発が必要であることから、引き続き、条例に基づき提出される実績報告書等により削減状況の把握などを行うとともに、省エネや節電に対する理解や具体的な取組を持続させ、省エネ・新エネ設備の導入効果などの各種情報の一体的な提供の推進や、民間活力の活用などにより、一層の取組の促進を図ることが必要です。
- フロン類の排出量が増加していることから、引き続き、法制度の周知を図るなど、普及啓発の取組を促進するほか、解体工事現場や機器の使用者への立入検査などにより、適正管理に係る指導・助言を行い、フロン類廃棄時の回収率の向上や、機器使用時の漏えい量の削減を徹底していくことが必要です。
- 次世代自動車等の保有台数は年々増加していますが、さらなる導入を進めるため、引き続き、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電施設の整備や、燃料電池自動車(FCV)の普及に必要な基盤整備(水素ステーション)を促進することが必要です。
- 地球温暖化防止だけでなく、安全運転にも繋がるエコドライブの浸透・定着を図るため、引き続き、広く道民・事業者等へ普及啓発を行い、エコドライブの推進と交通安全を一体的かつ継続的に推進することが必要です。
- 地球温暖化防止に関する普及啓発などを推進するため、引き続き、北海道地球温暖化防止活動推進センターや各地域との連携のもと、それぞれが有する専門性や蓄積されたノウハウとともに、推進員制度も活用しながら、より効果的な対策を展開していくことが必要です。

② 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等

ア 対策・施策の実施状況

- 省エネルギーの促進、新エネルギーの開発・導入の促進を図るため、各関係機関の有するデータや情報を紹介するホームページ「ほっかいどう省エネ・新エネ応援ライブラリー」の情報の更新・追加、省エネルギー・新エネルギー関連助成制度一覧の作成・周知を行いました。
- 地域の有するエネルギー資源を活用し地域で消費する取組やエネルギーを効率的に消費する取組モデルをつくるため、地域における先駆的なエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫した支援を実施しました。
- 北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」の普及推進に向け、省エネ基準等を強化した基準である「北方型住宅 2020」を新設したほか、「きた住まいる制度」の取組を推進するため、技術者の技術の向上を図る「きた住まいる技術講習会」を実施しました。
- バイオマス利活用の推進に係る補助を行い、バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトを支援しました。

イ 対策・施策の評価

- 省エネルギー・新エネルギーに係る各事業による設備のさらなる導入促進に向け、引き続き、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、地域における先駆的なエネルギー地産地消モデルとなる取組への支援や、省エネ・新エネ設備の導入等に係る各種情報の一体的な提供を推進することが重要です。

- 建築物の省エネ性能等の確保のため、その必要性について周知徹底を図り、北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」の取組を推進するとともに、道内の住宅生産者における省エネ性に優れた住宅ストックの形成に必要な技術力の向上に向け、引き続き、住宅事業者の登録制度である「きた住まいる」を普及していくことが必要です。
- バイオマスの利活用を促進するため、関係者と連携し、地域特性に応じた利活用を推進するための事業化に向けた具体的な検討を進めることが必要です。

③ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

ア 対策・施策の実施状況

- 「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき森林吸収源対策を推進するにあたり、市町村において、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備や公共施設等における木材利用などの事業を円滑に実施できるよう、市町村職員を対象とした研修会の開催や相談窓口の設置、道が保有する森林情報を共有するシステムの機能の充実などに取り組みました。
- 企業や団体等の社会貢献意識の高まりを森林づくり活動として広げていくため、森林整備活動に関する協定を締結したほか、道民との協働による水源林の復元や、小さな「木棒＝きぼう」を使った木のプールを東北や胆振の被災地に寄贈する『「希望」を『きぼう』でプロジェクト』を実施しました。
- 発電用木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、効率的な林地未利用材の集荷・搬出拠点の設置効果に関する実証結果の普及啓発や事例調査に取り組んだほか、地域における木質バイオマスの熱利用を拡大させるため、家庭用ペレットストーブの展示会や工務店等向けの技術相談窓口を設置しました。
- 沿道環境の向上及び道路利用の快適性を維持・増進するため、街路樹の補植等により、環境に配慮した道づくりを行いました。

イ 対策・施策の評価

- 「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき、適切な森林の整備・保全の推進や木材等の利用促進等の森林吸収源対策を総合的に推進するため、市町村による森林環境譲与税を活用した取組の促進を図ることが必要です。
- 道民や企業等が地球温暖化防止について理解を深め、一体となって温室効果ガスの削減に向けた取組を推進するため、森林や森林づくりに関する様々な情報を提供するとともに、森林とのふれあいプログラムの提供や民間企業と連携した森林づくりの取組などにより、引き続き、道民や企業などによる森林づくりを進めることが重要です。
- 木質バイオマスエネルギーの利用量は着実に増加しているが、木質バイオマスの利用拡大のため、引き続き、林地未利用材の安定供給体制の構築と併せ、木質ペレットなどの利用拡大を促進することが必要です。
- 都市緑化などを促進するため、引き続き、市町村と連携した取組を進めるなど、道内全域における緑地等の保全・創出という視点から取り組むことが必要です。

4 道内の取組状況

道内の市町村、事業者、NPO などにより行われている地球温暖化対策のための様々な取組や調査研究について取りまとめました。

(1) 市町村の取組状況

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号。以下、「温対法」という。) 第 21 条では、全市町村に対し、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定を義務づけており、道内で計画を策定している市町村は 158 市町村、策定率は約 88%となっています。
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)については、策定が義務づけられている札幌市、函館市及び旭川市を含む 21 市町村で策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 市町村の地球温暖化対策に関する取組の実施状況としては、公共施設での省エネ・再エネ機器の導入など(太陽光発電システム、地中熱ヒートポンプ、木質ペレットボイラー、

LED 照明など)や、クールビズ、ウォームビズ、照明の消灯の取組が多くの市町村で実施されており、その他、地域住民や事業者等に向け、温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた普及啓発事業をはじめ、エコドライブ体験会の開催、環境家計簿などが行われています。

- また、既存住宅の省エネルギー化を目的とした改修工事への補助(小樽市、北見市ほか)や、街路灯・防犯灯の LED 灯化への補助(えりも町ほか)、木質ペレットストーブの導入への補助(足寄町ほか)など、多くの市町村で省エネルギー・新エネルギー関連の助成制度を設け支援を行っています。
- 帯広市及び下川町は、2008(H20)年度に、ニセコ町は、2013(H25)年度に「環境モデル都市」として国から選定され(全国で 23 都市/2013(H25)年度末)、二酸化炭素などの温室効果ガスの大幅な排出削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて取組を実施しています。
- また、下川町は、2011(H23)年度に「環境未来都市」に選定され(全国で 11 都市・地域)、環境や超高齢化対応などに係る事例を創出し、それを国内外に普及啓発展開することにより、需要拡大や雇用創出などを図り、地域の活性化に向けた取組を進めています。
- 札幌市、ニセコ町、下川町は 2018(H30)年度に、上士幌町は 2021(R3)年度に「SDGs 未来都市」に選定され(全国で 124 自治体/2021(R3)年5月現在)、ニセコ町、下川町、上士幌町については、特に先導的な取組として「自治体 SDGs モデル事業」にも選定され(全国で 40 自治体/2021(R3)年5月現在)、SDGs の達成に向けた取組を進めています。
- 道内の 36 市町村が「バイオマス産業都市」に選定され、バイオマス発電の活用など、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域として取組を進めています。
- 道内の 21 市町村において、「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年に温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。なお、道においても、2020(R2)年3月に表明しています。

(2) 事業者、NPO などの取組状況

- 地球温暖化防止の率先行動をはじめ、住民参加型の植樹活動や木質バイオマス発電の廃熱を利用したイチゴ栽培の取組、温泉排熱を利用したヒートポンプシステムの導入事業などといった、他の事業所の模範となるような優れた取組や先進的な取組、創意あふれる北海道らしい取組などが行われています。
- 温対法に基づき設置されている地球温暖化対策地域協議会では、イベントや環境展、市民講座などの事業を通じ、地域住民を対象に地球温暖化防止のための普及啓発事業を行っています。